

10月22日
感想

「和解を導いた力 Part2 西松建設裁判原告・邵義誠さんの闘いをふり返る」

田浪 亜央江

原告団長だった呂学文さんの闘いを振り返る昨年度に続き、今年の集会では「和解を導いた力 Part2」として、西松建設裁判の原告の一人で、呂学文さん亡き後にはその任を引き継いだ邵義誠さんに焦点が当てられた。個人的には、「広島安野・中国人被害者を追悼し歴史事実を継承する会」がこの時期追悼式の前日に開催してきた集会への、4回目の出席ということになる。

2018年に92歳で亡くなった邵義誠さんにお会いする機会を持たなかった私にとって、邵義誠さんと言えば、西松建設との和解成立時の記者会見後に写真の真ん中で握手をされている写真だ。両端に嬉しそうに笑った内田雅敏弁護士と、会の事務局長・川原洋子さん。そして晴れ晴れとした表情を浮かべる西松建設の代理人・高野康彦弁護士。だが真ん中にいる肝心の邵義誠さんと遺族の楊世斗さんの表情は、困っているようにも見える。当時の中国新聞（2009年10月24日）は、「満足している」という邵義誠さんのコメントを伝えつつも、「淡々とした表情」という言葉でまとめている。「この顔が一年後にどのように変わったのか」ということを川原さんが話して下さったのは、2020年7月、特別講師として来て頂いた広島市立大学の授業のなかでのことだった。和解という選択が中国社会で受け入れられるのか、という大きな不安を抱えていた邵義誠さんは、被害者や遺族が和解を支持してくれたことで自信をもった。それが一年後の邵義誠さんの表情を晴れやかなものにした、というのが川原さんの説明で、確かに石碑の除幕式の前に高野弁護士と握手する邵義誠さんの口元からは、安堵のようすが伺える。



和解成立後に邵義誠さん(中央)と遺族・楊世斗さん(左から2人目)が西松建設代理人・高野康彦弁護士(右から2人目)と握手。邵さんと楊さんの表情は硬い。
(2009年10月23日、東京司法記者クラブ)



記念碑の除幕式の前に邵義誠さんが西松建設代理人・高野康彦弁護士となごやかに握手。
(2010年10月23日、「安野中国人受難之碑」前)

この日の集会では、そうした大きな責任を背負ったすがた以前の、邵義誠さん自身の生い立ちや人となりや何を伺うことが出来た。司会の杉原達さんによる挨拶と趣旨説明の後、川原さんが邵義誠さんの1925年の生年から始まる軌跡について説明された。父親が満州の炭鉱に連れ去られ行方不明となって以来、タバコの販売をして一家を支えて

いた邵さんは、1944年7月、青島の路上で拉致され日本に送られる。安野発電所工事では一日じゅう川に入って石を拾い集めトラックに運び込む仕事をさせられた。疥癬に罹って仕事が出来なくなると治療もされずにただ食料を減らされ、その後厄介払いされるように帰国させられた。帰国してみると母は亡くなっており、病気のため働けなかった邵さんは8年間も流浪の生活を送ったという。

ニュース映像で邵さんの姿が紹介された後、楊小平さんの通訳で、長女の邵莉娜さん、その夫の張振倫さんとネット回線でつないで話を聞いた。



邵莉娜さん(天津市の自宅)。右上に小さく映っているのは通訳の楊小平さん(四川省成都市)

邵莉娜さんが1998年に初めて日本を訪問する父親のためにおしゃれなコートや帽子を新調したというエピソードが印象的で、人間としての尊厳を踏みにじられた日本で、父親に堂々と振舞って欲



張振倫さん

しいという思いを込めたのではないかと思う。また、私にとっては邵義誠さんの娘婿にあたる張振倫さんの存在は、新鮮だった。日本への強制連行という歴

史上の知識が、ほかならぬ義父によって生きぬかれた経験であることに衝撃を覚えた張さんは、義父を支えて裁判に参加しただけでなく、和解成立後は調査員として元労工をさがす任を負った。張さん自身の柔軟な姿勢や、開放的な家族関係を想像させる。張振倫さんは、自分にとって和解成立は「人生でもっとも意義のあることをする機会」だったと述べている。

弁護団の一人だった山口格之さんが「いつも飄々としていた」邵義誠さんの姿を伝えたあと、内田弁護士は「和解の意味を考える」と題し、40分にびっしりと凝縮した話をされた。

中国では西松建設との和解に批判的なグループもあったため、邵義誠さんとともに参加した和解直後の北京会議では、「殴り合い」にもなりかねないような局面もあったこと。和解をしたのに後になって法的責任を否定するコメントを出した花岡訴訟・鹿島建設の先例をふまえ、「法的責任」については和解条項解釈に関する確認書のなかで、企業側と原告側で両論併記にするという措置がとられたこと。企業側の責任が「歴史的責任か、法的責任か、道義的責任か」、という議論は和解のプロセスの中では重要でなくなり、受難者や遺族を招いて追悼行事を続け、年を重ねるごとに和解を深めてきたことにこそ意味があるのだと内田弁護士は強調した。

帰宅後、私も『和解事業報告書』に収録されている2009年の和解条項解釈に関する確認書を読み直してみた。確かに西松側がその法的責任を否定した最高裁判決を自らの見解としているのに対し、原告側は「この見解を受け入れているわけではない」としている。和解直後の邵義誠さんにとって、和解という選択が中国社会で受け入れられるのかという不安は現実的なものであり、困っているような顔をしていたのも、もっともなことだったのだ。

もう一点確認したのは、邵義誠さんは当時厚生省に労働力の「移入」を認可された300人以外の、西松組が独自に調達した63名の一人だったという点である。これは川原さんの話のなかで今回教えられたことであり、杉原達さんによる裁判意見書のなかに詳しく記述されている(『中国人強制連行・西松建設裁判 歴史に正義と公道をII』所収)。この事実は、「強制連行は国策であり、国によって割り当てられた中国人を使つたに過ぎない」とする西松建設側の主張を掘り崩す内容だ。ただし和解条項第2条では、強制連行された中国人の受難は「閣議決定による歴史的事実」であるとしているだけで、この閣議決定の内容を逸脱する、合法的な装いを施すことさえしなかった西松による独自調達のことは触れていない。後知恵ではあるが、和解にこうした側面があることには留意しておきたいし、西松裁判の和解は深めることでそれを乗り越えたのだと言えるのではないだろうか。

邵義誠さんらの「和解を導いた力」を字義通り解釈するならば、2009年の和解に至るまでの、高裁での勝訴や、最高裁判決の付言を導いた力ということだ。何としてもこの人たちが生きている間に解決せねばと支援者たちを決意させ、とくに高裁判決を導いた、原告たちの存在感や証言の重み。生きているうちに解決を見て、呂学文さんはじめ、すでに亡くなった受難者の仲間に報告しなければという強い意思。そしてそれは、2009年以降、この和解をあくまで出発点と捉え、それを深めていく方向にすべての関係者の意識を集中させる原動力ともなったはずである。

呂学文さんと邵義誠さんの生きざまに焦点を当てた昨年と今年の集会は、強制労働の現場での被害だけでなく、受難者たち一人一人の人生の奥行や、その周囲の人々のことを考えさせてくれた。生きている者同士が、死者によってつなげられる。こうして死者は生き続け、私たちの現在のあり方を問い続けるだろう。

